

6. 排他的経済水域等の確保・保全、離島の保全・管理と振興

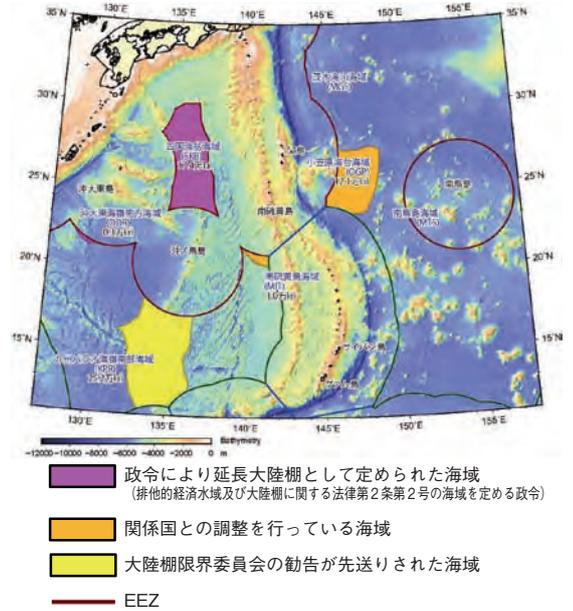
(1) 大陸棚の延長

国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までの海底とその下をその国の「大陸棚」と定めています。さらに国連の大陸棚限界委員会の審査で、地形・地質的につながっていると認められた場合には、200海里を超えて大陸棚を設定することができます。

沿岸国は、国連海洋法条約によって、自国の大陸棚の天然資源を開発するための「主権的権利」が認められています。大陸棚には、石油や天然ガス等の資源が埋蔵されている可能性があるため、現在、世界の多くの国が大陸棚の延長を目指しています。

日本は、平成21年に7つの海域で大陸棚の延長を申請し、これまでに約18万平方キロメートルの海域を新たに日本の大陸棚として設定しました。

日本の延長大陸棚

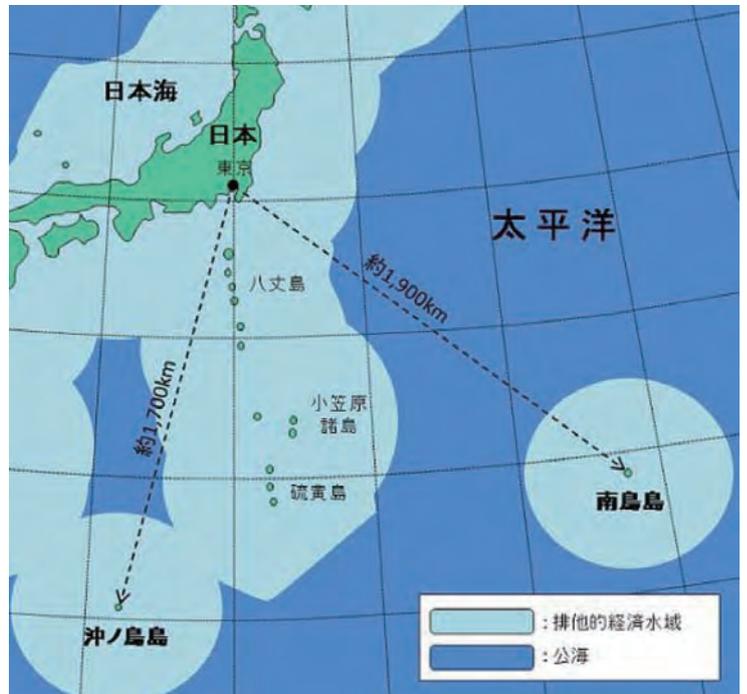


(2) 低潮線の保全と離島の保全・管理

低潮線は、干潮時の海面と陸地とが接する線で、その一部は我が国の領海、排他的経済水域（EEZ）の基線となるものです。我が国では、EEZの基線となる低潮線の保全を図るため、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下、「低潮線保全法」）に基づき、低潮線保全区域（EEZ等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）を指定し、海底の掘削等の行為規制を実施しています。また、低潮線保全区域の状況を把握するため、船舶、ヘリコプター等による巡視、空中写真撮影、衛星画像等を活用した調査を実施しています。

また、低潮線保全法に基づき、EEZ等の保全、利用に関する活動の拠点として重要な南鳥島、沖ノ鳥島を特定離島に指定しました。南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に港湾の施設の建設に着手して整備を実施しています。さらに、沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施して、国土の保全を図るための島の保全対策等を実施しています。

さらに、平成21年12月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海などの管轄海域の外縁を根拠づける地図・海図に名称の記載がない離島への名称の付与を行ってきたことにくわえ、平成27年6月に改定された基本方針に基づき、外縁を根拠づける離島のうち、土地所有者のない離島について国有財産台帳への登録を行っていくなどにより、適切な保全・管理を進めていくこととしています。



特定離島（南鳥島と沖ノ鳥島）の位置



沖ノ鳥島



南鳥島

(3) 離島の振興

日本には比較的規模が大きな離島だけでも約6,850あり、そのうち約400の島には人が住んでいます。これらの離島は、日本の領域、EEZの保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場の提供等の重要な役割を担っています。

離島は四方を海に囲まれ、他の地域に比べて厳しい条件の下にあります。本土にはない豊かな自然環境や昔ながらの文化があります。そのため、何度も島を訪れ、気に入った訪問者が新たに定住するような流れができています。

離島に対しては、海洋環境の振興・流通の効率化・医療介護の確保を図る視点から、交通・通信の整備を推進しています。

平成25年には、新たに離島でのソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や観光等による交流人口の増加等にもつなげる離島の自立的発展を促進するための制度として、「離島活性化交付金事業」を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進や安全・安心な定住条件の整備強化の取組等も支援しています。

平成26年11月に「アイランダー2014」（全国の島々が集まる祭典：1994年から開催）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントが東京で開催されました。島での漁業体験や自然体験などの紹介や島で暮らすための仕事や住居の情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等により、島の魅力のPRなども行われています。

離島振興の事例



愛知県篠島：住民ガイドの育成、モデルツアーを実施しています。

出典：国土交通省ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/common/001025903.pdf>)



鹿児島県獅子島・口之島：既存の空家を改修し、受け入れ体制を整えています。

アイランダーの実施状況



アイランダーステージ：太鼓・歌・踊りなどの伝統芸能をはじめ、島の魅力をライブで発信するステージです。



島の工芸体験・ワークショップ：島で培われてきた独特の工芸が体験できます。